

シ憲府方勸ナクハシテ依リ置テ一日ノ旨當テ漸ニ依リ  
テ田滿解決ヲ遂ゲタリ

要求事項

一 田当ヲ一因ニ適上スルコト

一 賃金ハ五日目ニ支払ハレタリ

解決事項

一 賃金ハ田当八十才トナスコト

一 遺棄土工ハ田当九十才トシ其ノ差於於勞迄認め

一 賃金支払ハ毎月一日十五日ニ回トシ不止得者

ハハ各因迄貸付ヲ認め

ハ工事終了マテ継続雇傭ヲ認め